

## 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

当監査法人は「監査法人のガバナンス・コード」を採用しています。

## 原則 1 監査法人が果たすべき役割

原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

No	指針	対応状況
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人の経営方針は、企業の証券取引所への株式上場（IPO）に会計監査人として関わり、監査を通じて次世代を担う企業の成長に貢献し、そして我が国の経済成長に寄与することです。また、当監査法人の業務管理体制の整備と運用について、すべての社員が役割（担当）を有しています。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	監査品質を最優先とする経営理念に基づき、包括代表社員が品質最優先のメッセージを経営会議及び社員会で発信するとともに、グループウェアに経営理念及び監査の品質管理に係る諸規程、ガイドライン等を掲載して、法人内への浸透を図っています。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査品質の維持・向上に関する研修を中心に指定研修制度を設けるとともに、監査品質に比重を置いた評価方針により、法人構成員の士気を高め、適切な動機付けを図っています。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人では、包括代表社員を含めた全ての構成員がオープン型オフィスで執務を行っており、階層に関係なく、積極的に意見交換する組織文化・風土の醸成を図っています。また、週次の経営会議で、会計監査を巡る情報の相互共有を行うとともに、専門的な見解の問合せ結果のデータベース化等により、会計監査を巡る課題や知見、経験の共有を図っています。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対し、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当監査法人は、IPO 監査の受嘱判断のためのショートレビュー（短期調査）及び監査先のコンフォートレター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）作成業務以外の非監査業務は提供しない方針としております。また、職業倫理及び独立性に関する規程（ガイドブック）をグループウェアに掲載し、社職員のリテラシーの向上を図るとともに、職業倫理・独立性に係る研修を法人の指定研修とし、その受講を義務としています。

No	指針	対応状況
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当監査法人は、グローバルネットワークには加盟しておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。 したがって、指針1-6は適用していません。

## 原則 2 組織体制（経営機能）

原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

No	指針	対応状況
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人では、社員会の下に、経営会議メンバー（社員）による法人経営に関する日常的なコミュニケーション及び、社員会の承認事項以外の業務執行に係る意思決定の場として経営会議を設置しています。この経営会議は週次で実施しており、また、経営会議の承認・決議事項は、各規程において定めています。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与  ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備  ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備  ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	監査業務に係る品質リスクに対処するために、監査チームの判断をサポートすることを目的として、監査品質会議を設置しています。監査責任者は、監査品質にかかる重要な事項について、監査品質会議への相談、重要事項検討会議での討議、外部専門家への問合せ等を行います。  被監査会社とのコミュニケーションのための標準様式を整備し、率直かつ深度ある意見交換を行っています。  指針 1-3 の対応状況を参照ください。  常勤の情報セキュリティ担当を置いた上で、監査業務は、すべて DaaS（クラウド上に構築された仮想デスクトップ環境）環境下での PC を使用しています。また、電子監査調書システムの導入を検討しています。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	法人の経営機能を担う経営会議は、監査実務に精通しているだけでなく、法人の優先的な経営課題に対応し、共通の価値観を持ちながらも異なった視点から議論ができるメンバーから構成されています。

## 原則3 組織体制（監督・評価機関）

原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

No	指針	対応状況
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人における経営機能の実効性を確保するための助言・提言を得ることを目的として、当監査法人、当監査法人の社職員及び当監査法人の監査先と利害関係のない社外の有識者2名を、独立第三者委員として選任しています。 独立第三者委員は、当監査法人の経営から独立した立場で、以下を通じた経営機能の実効性発揮に資する助言・提言を行うことを役割としています。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	・組織的運営の実効性評価 ・人材育成・人事管理評価および報酬に係る方針策定 ・内外からの通報情報の検証・活用状況の評価
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立第三者委員に対して、経営会議の議事録等を提供します。また、委員の要望に応じて、必要な情報を適時に提供します。

## 原則4 業務運営

原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

No	指針	対応状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当監査法人の経営機関である経営会議は、業務執行部門（監査業務部、監査業務管理部、コーポレート部、情報セキュリティ部）及び品質管理部門（品質管理部、監査品質会議）の各責任者の意思疎通と情報交換を密にし、迅速に行動できる体制としています。また、経営会議の考えは、社員会、グループウェア、法人内情報交換ツール等を通じて、社員・職員に伝達されています。当監査法人は小規模であり経営会議と監査現場との距離が近いとため、会計監査品質の向上に向けた意見交換や議論が日常的に行われる環境となっています。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	指針1-3の対応状況を参照ください。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li><li>・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li><li>・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li><li>・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li></ul>	当法人は小規模監査法人であり、拠点は1か所となっています。したがって、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置に関する指針は適用していません。「監査品質のマネジメントに関する年次報告書2024」の「2.経営管理の状況等(3)6つの基盤③人的基盤」を参照ください。法人の構成員を品質評価項目に比重を置いて適性に評価するとともに、その知見や経験を考慮して各業務にアサインしています。「監査品質のマネジメントに関する年次報告書2024」の「2.経営管理の状況等(3)6つの基盤③人的基盤」を参照ください。

No	指針	対応状況
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当監査法人は、監査計画段階及び監査の実施段階において被監査会社の CEO・CFO 等の経営幹部、監査役等との間でコミュニケーションをとり、適切に監査リスクを特定した上で、監査現場において十分な議論を行うこととしています。
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	当監査法人内外からの通報制度として、情報提供ホットラインを導入しています。この情報提供ホットラインは、法人ウェブサイトにて通報方法が記載されています。また、通報者が不利益を受けることがないように、通報者保護を最優先に対処します。

## 原則5 透明性の確保

原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

No	指針	対応状況
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	監査法人のガバナンス・コードの適用状況を、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において継続的に報告します。
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・ 監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>・ 経営機関等の構成や役割</li> <li>・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> </ul>	<p>指針 1-1 及び 1-2 の対応状況を参照ください。</p> <p>・ 指針 1-1 及び 1-2 の対応状況を参照ください。</p> <p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「1.監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (3)AQI（監査品質指標）」を参照ください。</p> <p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「2.経営管理の状況 (2)品質管理基盤」を参照ください。</p> <p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「2.経営管理の状況等 (1)6つの基盤①組織ガバナンス基盤」を参照ください。</p> <p>・ 指針 3-1、3-2、3-3 の対応状況を参照ください。</p> <p>・ 指針 1-5 の対応状況を参照ください。</p>



No	指針	対応状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</li> <li>・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> </ul>	<p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「2.経営管理の状況等 (4)6 つの基盤 ④ IT 基盤」を参照ください。</p> <p>構成員の確保にあたっては、採用計画に従い、書類選考及び面談により、当法人の価値観を共有し、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有する、適切な資質をもった誠実な人財を採用しています。評価においては、監査業務の品質管理を最重視し、能力、適性、業績を考慮して実施し、当該評価結果を昇給、昇進、昇格及び人材育成に反映しています。</p> <p>構成員の確保の状況については、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「1.監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (3)AQI (監査品質指標)」を参照ください。</p> <p>人材育成方針については、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「2.経営管理の状況等 (3)6 つの基盤 ③人的基盤」を参照ください。</p> <p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「2.経営管理の状況等 (5)6 つの基盤 ⑤財務基盤」を参照ください。</p> <p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」の「2.経営管理の状況等 (6)6 つの基盤 ⑥国際対応基盤」を参照ください。</p> <p>・ 当監査法人が行った監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価は、翌事業年度（2025 年 7 月期）からの実施となります。</p>
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p>	<p>当監査法人は、グローバルネットワークには加盟しておらず、また、他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営は行っていません。したがって、指針 5-3 は適用していません。</p>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>被監査会社の経営者及び監査役等とのコミュニケーション時に、会計監査の品質の向上に向けた意見交換を実施しています。今後は独立第三者委員の助言・提言も参考に、検討して参ります。</p>

No	指針	対応状況
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	ガバナンス・コードの適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性の定期的な評価は、翌事業年度（2025年7月期）からの実施となります。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	経営会議等において検討し、改善に活用してまいります。

以下余白